

よくあるご質問

1 供託金の納付について

Q 1 北國銀行輪島支店では、供託金は納付できなくなるのですか。

A 北國銀行輪島支店では、供託金を納付することはできません。北國銀行七尾支店にある日本銀行七尾代理店で供託金を納付することになります。

2 供託金等の受入れ関係

Q 2 七尾市にある日本銀行七尾代理店は遠方のため、供託金を法務局輪島支局又は輪島市付近の金融機関で納付することはできますか。

A 輪島支局で直接現金を納付することはできません。銀行などの各金融機関から供託金を納付する場合、①電子納付（Q 3、Q 4）又は②振込方式（Q 5）による納付方法を選択することができ、輪島市付近の各金融機関から納付することができます。また、「オンライン申請」であれば、供託所（法務局）及び日本銀行代理店に行くことなく、自宅や職場から供託申請をすることができます。

①電子納付…インターネットバンキング若しくはペイジーが利用できる金融機関のATMにより供託金を払い込む方法

②振込方式…供託所所定の振込用紙を用いて各金融機関において北國銀行輪島支店（変更なし）の供託官口座へ供託金を振り込む方法

Q 3 電子納付の方法を教えてください。

A ペイジーが利用できる金融機関のATMで納付できます。この場合の手数料は、原則無料となっています。

ただし、利用上限額がありますので、各金融機関に御確認ください。
なお、ペイジーが利用できる金融機関については、ペイジーのホームページ又は各金融機関で御確認ください。

Q 4 納入予定の供託金が、ATMの利用上限額（各金融機関におたずねください。）を超える場合は、どうすればよいですか。

A 北國銀行輪島支店（変更なし）の供託官口座へ振り込む方法（振込方式〔Q 2、Q 5〕）により納付する方法、又は、北國銀行七尾支店にある日本銀行七尾代理店へ直接納付する方法のいずれかの方法により納付していただくことになります。

なお、振込方式の場合は、振込手数料がかかりますので、あらかじめ御了承願います。

Q 5 振込方式による供託金の納付について、何か変更がありますか。

A 令和4年2月1日(火)以降も、振込先口座は、北國銀行輪島支店の供託官口座のまま変更はありません。

なお、振込方式の場合は、振込手数料がかかりますので、あらかじめ御了承願います。

Q 6 オンライン申請の方法を教えてください。

A オンライン申請とは、インターネットを使用して供託手続を行うことです。

インターネットによる申請の方法は、「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフト」の2通りありますが、比較的簡単な、「供託かんたん申請」をお勧めします。「供託ねっと」で検索していただくと、利用案内などを御覧になることができます。

インターネットで申請を行えば、法務局に出向くことなく供託の手続が

済みますので、ぜひ御利用ください。

Q 7 当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をすればよいですか。

A 事前に金沢地方法務局輪島支局に連絡を入れていただき、オンライン又は窓口で供託手続を行い、当日午後3時までに、電子納付又は振込方式によって供託金を納付していただいた後、再度、午後5時15分までに金沢地方法務局輪島支局にお越しいただき供託書正本を受領するか、窓口で供託手続をした後、午後3時までに北國銀行七尾支店にある日本銀行七尾代理店に供託金を納付し、同店で受入印が押された供託書正本を受領する方法があります。

なお、供託の種類によっては、輪島支局以外の供託所で供託手続が可能な場合があります。詳しくは、最寄りの供託所にお尋ねください。

Q 8 供託有価証券の取扱いは、どうすればよいですか。

A 北國銀行七尾支店にある日本銀行七尾代理店に寄託してください。

既に北國銀行輪島支店にある日本銀行輪島代理店に寄託してある有価証券については、手続等をする必要はありません。

3 供託金等の払渡し関係

Q 9 北國銀行七尾支店にある日本銀行七尾代理店以外で、金沢地方法務局輪島支局供託官が振り出した小切手を現金化する方法はありますか。

A 北國銀行七尾支店にある日本銀行七尾代理店で小切手を現金化してください。それ以外の日本銀行代理店及び日本銀行本支店では小切手を現金化することはできません。

なお、お客様が口座をお持ちの金融機関に小切手を提出し、後日、その

口座にお金を振り込む方法がありますが、お金が振り込まれるまでに1週間ほどかかります。預貯金振込による払渡請求を行っていただいた場合と大差はありませんので、預貯金振込による払渡請求を御利用ください。